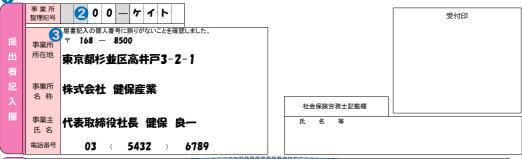
記入例

健康保険厚生年金保険原生年金保険

育児休業等終了時報酬月額変更届

70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額変更届

1 令和 5 年 1 月 12 日提出



氏名 年金 花子

電話 03______5678

令和 5 年 7 月 12 日

被保険者 5 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 「基礎年金番号 整理番号 ハナコ フリカーナンネンキン 被保険者 被保険者 花子 年余 6 1 0 7 1 生年月日 (フリガナ)ネンキン タロウ 子の 子の 育児休業等 0 4 1 0 3 1 年金 太郎 0 3 1 1 ● 終了年月日 生年月日 氏名 給与計算の 🕝 通貨 ④ 現物 基礎日数 9 0 0 **1**5 2 7 1 0 0 Ò. 給与 支給月 275.000 275.000 **"**263550 12 30 0 及び 報酬月額 252.100 0 **252.100 1**3 5 遡 及 280 280 1. 昇給 2. 隆給 2 改定年月 報酬月額 支払額 手円 子内 日 支払日 該当する項目を〇で囲んでください。 10 2. 二以上勤務被保険者 3. 短時間労働者 4. パート 5. その他(締切日·月末 支払日 育児休業等を終了した日の翌日に引き続い15 ※ 育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて 月変該当 ■ 開始していません 産前産後休業を開始していませんか。 産前産後休業を開始した場合は、この申出はできません。 の確認

) 音児大学等終了時報職日類変更屈とけ

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」による満3歳未満の子を養育するための育児休業等(育児休業及び 育児休業に準ずる休業)終了日に3歳未満の子を養育している被保険者は、一定の条件を満たす場合、随時改定に該当しなくても、育児休業終了日 の翌日が属する月以後3カ月間に受けた報酬の平均額に基づき、4カ月目の標準報酬月額から改定することができます。 ただし、育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、この申出はできません。

変更後の標準報酬月額が以前より下がった方へ

3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった者で、養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、「養育期間の従前標準報酬月額みなし措置」という制度をご利用いただけます。この申出をいただきますと、将来の年金額の計算時には養育期間以前の従前標準報酬月額を用いることができますので、『育児休業等終了時報酬月額変更届』とあわせて、『養育期間標準報酬月額特例申出書』を提出してください。

- 事業主が被保険者からの申出を受け、年金事務所や事務センターへ提出した日を 記入してください。
- ② 事業所整理記号を必ず記入してください。
- 3 事業所情報を記入してください。
- 毎日のおります。
 毎日のおります。
 毎日のおります。
 毎日のおります。
 日本のおります。
 日本のおります。
 日本のおります。
 日本のよります。
 日本のよりまする。
 日本のよりまする。
 日本のよります。
 日本のよりまする。
 日本のよりま
- ⑥ マイナンバーカードや基礎年金番号通知書等を確認し必ず記入してください。
- **⑦** 育児休業等を終了した日付を記入してください。
- ③ ⑦に記入した日の翌日が属する月から連続する3カ月を記入してください。 そして各月の給与支払いの対象となった日数を記入してください。 例えば、月給者は暦日数、日給者は出勤日数を記入します。月給者で欠勤日数分だけ 給与が差し引かれる場合は、就業規則等により会社で定められた日数から欠勤日数を 控除後の日数として記入してください。
- ⑤ 各3カ月に通貨で支払われた報酬をそれぞれの月に記入してください。 なお、現物給与(食事、住宅、通勤定期券等)の支給がある場合は、金銭に換算して 記入してください。
 - ※換算は「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」に基づきます。 「①合計」欄は、⑦と④の合計額を記入してください。
- ① 3カ月間の報酬(「⑦合計」欄)の合計額を記入してください。 ※ただし、17日未満の月がある場合は除きます。
- ⑩に記入した総計額を17日以上の月数で割った額について1円未満切り捨てで 記入してください。(平均額を算出します。)
- 位 従前の標準報酬月額を記入してください。
- ❸に記入した3カ月目の翌月の年月を記入してください。
- 🚺 給与計算の締切日および給与支払日を記入してください。
- ⑤ 育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始していないことを確認してください。該当する場合は□に√を付してください。
 ※育児休業等が終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合、この申出はできません。